

## プロポーザル実施要領

### 第1 募集事項

#### 1 委託業務名

令和8年度首都圏の若者を対象とした東北との関係づくり創出事業

#### 2 事業目的

東北地方の人口減少は全国に先んじて進んでおり、深刻な問題となっている。総務省が発表した住民基本台帳に基づく人口動態調査（2025年1月1日現在）によると、2025年と2024年を比較し、東北地方の全6県で人口が前年より減少した。減少率としても1%を宮城県以外の5県で超え、秋田県が1.83%と全国で最も高く、次いで青森県となっており、全国ワースト10に岩手県、山形県、福島県もランクインしている。

本市の状況としても、2年連続で人口減少となっている。人口減少には、さまざまな要因がある中で、若者・特に女性の転出の問題が大きい。20～24歳の転出入の状況をみると、2022年から2025年の過去4年間で毎年1500人～2000人以上の人が東京圏へ転出超過している状況である。

このような状況から、本事業では、首都圏の若者をターゲットに、首都圏にいても、引き続き仙台・東北と関係人口として関わりを持ち続ける施策を展開する。また、仙台・東北と関わりがない層に対しても、接点をつくることで、仙台・東北への訪問やふるさと納税の促進、ゆくゆくは移住といった、長期的な関係づくりを事業実施の目的とする。

#### 3 提案上限金額

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

#### 4 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

#### 5 業務内容

別紙「令和8年度首都圏の若者を対象とした東北との関係づくり創出事業 仕様書」のとおり

### 第2 応募資格等

1 共通要件（単独の法人、共同企業体（以下「JV」という。）の構成員はすべて満たすこと

（1）仙台市税の滞納がないこと。

※本店や支店等が仙台市にない場合については、本社所在地の市税の滞納がないこと

（2）仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表各号に該当する者が企業グループに含まれていないこと。

（3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと

（4）有資格業者に対する指名停止要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指

名の停止を受けていないこと。

2 個別要件（単独の法人、JVの代表者は下記を満たすこと。）

- (1) 仙台市内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (2) 過去3年以内に類似業務の受注実績を有する者であること。

3 JVでの参加に伴う留意事項

- (1) 参加表明は、JVの構成員の連名により行い、以後の手続きに関しては、当該JVの代表者が行うこと。
- (2) 参加表明後、JVの構成の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (3) JVの代表者は他のJVの代表者となることはできない。
- (4) JVの構成員である者は単独で本プロポーザルへの参加はできない。

### 第3 スケジュール

- |                            |                   |
|----------------------------|-------------------|
| (1) 企画提案募集開始               | 令和8年4月28日（火）      |
| (2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限     | 令和8年5月8日（金）正午     |
| (3) 企画提案書作成等に関する質問への回答     | 令和8年5月12日（火）      |
| (4) 企画提案書の提出期限             | 令和8年5月25日（月）正午    |
| (5) 企画提案書の選考（※書面審査）        | 令和8年5月28日（木）まで    |
| (6) 企画提案書の選考（※プレゼンテーション審査） | 令和8年6月2日（火）13:10～ |
| (7) 企画提案書の選考結果の通知（予定）      | 令和8年6月3日（水）～      |
| (8) 契約締結及び業務開始             | 令和8年6月上旬          |

※ 書面審査は、提案事業者4社以上の場合に実施する。

※ プレゼンテーション審査は、対面による実施を予定。

※ プレゼン 10分、質疑応答 10分、入替 5分を想定。

### 第4 応募手続

1 応募にあたっての質問及び回答

(1) 受付期限

令和8年5月8日（金）正午

(2) 受付方法

- ① 質問項目を質問票（様式第1号）に記載し、電子メールで提出すること。電話、ファクシミリ、持参等の電子メール以外での提出は認めない。
- ② 電子メールの題名の最初に、「令和8年度首都圏の若者を対象とした東北との関係づくり創出事業」と明記すること。
- ③ 電子メール送信後、電話で仙台市文化観光局東北連携推進課にメール着信を確認すること。

(3) 提出先・問い合わせ先

「5 提出先・問い合わせ先」のとおり。

#### (4) 回答方法

回答は、令和8年5月12日（火）までに仙台市ホームページへ掲載する。

## 2 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

- ① 応募申込書（様式第3号） 1部
- ② 会社概要 1部
- ③ 企画提案書 1部  
（任意様式。ただしサイズはA4。表紙、目次、見積書を除き12ページ以内。）
- ④ 類似業務受注実績（様式第2号） 1部
  - ・官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。
  - ・過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。
- ⑤ 市税の滞納がないことの証明書（取得後60日以内） 1部
  - ※ 「市税の滞納がないことの証明書」は各区役所税務会計課、総合支所税務住民課の窓口にて申請してください。

### (2) 提出期限

令和8年5月25日（月）正午 必着

### (3) 提出方法

電子メールでの提出。

### (4) 提出先

「5 提出先・問い合わせ先」のとおり。なお、標題の最初に、「令和8年度首都圏の若者を対象とした東北との関係づくり創出事業」と明記し、電子メール送信後、電話で東北連携推進課にメール着信を確認すること。

## 3 企画提案書の構成について

企画提案書は、以下のとおり作成すること。

### (1) 表紙

「法人名」「住所」「代表者名」「担当者名（所属、職、氏名）」「連絡先（電話番号及びFAX番号、メールアドレス）」を記載すること

### (2) 目次

### (3) 与件の整理

事業の趣旨、目的、内容の理解と課題の整理

### (4) 事業の実施体制

- ・人数や各業務における担当者の役割など、事業の実施体制を記載すること
- ・過去の実績について記載すること

### (5) 業務の全体計画

- ① 業務全体の流れ・基本方針（フロー図等を用いて）

## ② 業務実施のスケジュール

### (6) 業務内容別の説明

#### ① キーパーソンの選定、動画作成

- ・仕様書に適するキーパーソンの候補を具体的に記載し候補を提示すること
- ・また、そのキーパーソンを選定した理由について具体的に記載すること
- ・キーパーソンの動画作成について、想定する具体的なスケジュールについて記載すること

#### ② ワークショップの開催

- ・ワークショップの開催時期、タイムテーブル等を具体的に記載すること
- ・ワークショップの内容を記載し、どのように継続した関係性を構築するか具体的に記載すること

#### ③ 現地でのファンづくりに関する取り組み

- ・実際に東北地方で行う事業の内容について具体的に記載すること
- ・また、それを実施する意図や狙いを具体的に記載すること
- ・参加者の募集についてどのように集めるか、具体的に記載すること

#### ④ 宣伝広報

- ・ワークショップならびに現地でのファンづくりに関する取り組みについて、ターゲットに対しどのようなアプローチを行い、参加者募集を行うか具体的に記載すること

#### ⑤ 実施結果の分析及び報告書の作成

- ・実施結果の分析及び報告書の作成
- ・実施結果分析の方針や手法について具体的に記載すること

#### ⑥ 独自提案

- ・より効果的な事業となるよう、仕様書に記載の「考慮する目標数値及び目指す指標」の達成に向けた独自提案について具体的に記載すること

### (7) 見積書

#### ① 本業務に対する見積書（消費税及び地方消費税の額を含む）

#### ② 上記（6）業務内容別に区分し、さらに取組みごとに金額を記載すること

## 4 企画提案書作成に関する留意点

- (1) 提案書の作成及び提出等に要する経費は、提出者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出及び再提出は認めない。
- (3) 提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載を行ったものに対して指名停止を行うことがある。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 提案書等に使用する言語は日本語とする。

## 5 提出先・問い合わせ先

〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1 仙台市役所本庁舎 4 階

仙台市文化観光局東北連携推進課 熊谷・住田

電話番号 022-214-8482 メールアドレス bun008620@city.sendai.jp

## 第5 業務委託候補者の選考

### 1 業務委託候補者の選考方法

仙台市が設置する審査委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、優れていると判断される事業者を選定して業務委託候補者とする。

なお、提案事業者が多数の場合は、書面審査を実施し、審査委員会に参加する事業者を選定する。

### 2 審査委員会での企画提案書の選考

#### (1) 実施日

令和8年6月2日(火) 13:10から(予定)

#### (2) 実施会場

仙台市役所本庁舎5階 文化観光局第二会議室(仙台市青葉区国分町3-7-1)

#### (3) 実施方法

- ① 出席者は1提案につき3名以内とする。
- ② 1応募者あたりの持ち時間は、25分以内(説明10分、質疑応答10分、入れ替え5分)とし、仙台市が指示した時刻から順次、個別に行うものとする。
- ③ 事前に提出された書類のみに基づいてプレゼンテーションを行うこと。

### 3 評価基準及び配点

次の審査項目及び配点(合計100点)により行うものとする。なお、(1)については提案内容を総合的に判断することとする。

#### (1) 本業務に関する取り組み(配点15点)

- ① 本業務の目的が理解できているか、目的達成のための基本方針がわかりやすく記載されているか
- ② 実施体制(人員、経験等)、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的かつ確実に遂行できるものであるか
- ③ 本店所在地や支店等所在地、再委託や物品の調達先等が地域経済への配慮がなされたものであるか

#### (2) キーパーソンの選定、動画作成(配点20点)

- ① 選定したキーパーソンについて、魅力的で継続した関係性構築に適任であるか
- ② 動画の制作スケジュールが具体的に記載されているか

#### (3) ワークショップの開催(配点10点)

- ・ ワークショップの開催に関するタイムテーブル、実施する内容が具体的に記載されており、参加者にとって東北来訪意欲の向上、東北との関係継続を狙うことができる内容か

**(4) 現地でのファンづくりに関する取り組み (配点 20 点)**

- ① 実際に東北地方でファンづくりのために行う事業が、継続した関わりを持つきっかけとなる内容になっているか
- ② 交付対象外経費を単に参加者への旅費の充当ではなく、継続した来訪につながる費用の充当になっているか

**(5) 宣伝・広報に関する取り組み (配点 15 点)**

- ① ターゲットに対し訴求できる内容になっているか
- ② もともと興味が低い人にも訴求できるような広報戦略が記載されているか

**(6) 独自提案 (配点 10 点)**

- ・ より効果的な事業となるよう、仕様書に記載の指標の達成に向けた取り組みが具体的に記載されているか

**(7) 実施結果の分析及び報告書の作成 (配点 5 点)**

- ・ 実施結果の分析として、具体的に記載されており、設定した指標の達成が可能か

**(8) 見積額の妥当性 (配点 5 点)**

- ① 提案内容と見積書の整合性がとれており、合理的なものか
- ② 業務内容別に区分し、取組みごとにきちんと精査されているか

**4 受託候補者の決定通知**

- (1) 審査結果については、全提出者に対して書面にて通知する。
- (2) 提案書を特定（決定）されなかった者は、通知した日から 7 日以内に非特定理由についての説明を電子メールにて求めることができる。非特定理由についての説明は、上記の求めの日の翌日から起算して 10 日以内（休日を除く）に電子メールで回答する。

**第 6 その他**

- (1) 第 5 により選定した業務委託候補者と業務内容について調整し、契約金額を確定した後に委託契約を締結する。
- (2) 委託費の支払いは完了払とする（業務完了後、検査を経て受託者の請求に基づき支払うものとする）。ただし、受注者は、特段の事情がある場合に、本市と協議のうえ、分割して請求できるものとする。